

## 第6回大分市幼児教育振興並びに市立幼稚園及び保育所の在り方検討委員会 議事録

### 1. 開催日時

平成30年4月26日（木） 午後2時00分～4時00分

### 2. 開催場所

大分市役所8階 大会議室

### 3. 出席者

委員14名（欠席4名） 事務局12名

### 4. 傍聴者

なし

### 5. 次第

#### 1. 開会

#### 2. 委員紹介

#### 3. 事務局職員紹介

#### 4. 議事

##### (1) 基本方針1及び基本方針2の修正案について

基本方針1 「乳幼児期の教育・保育の充実」

基本方針2 「円滑な接続に向けた幼保小連携の推進」

##### (2) 大分市幼児教育・保育振興計画（案）について

基本方針3 「家庭や地域社会と連携・協働した教育・保育の充実」

基本方針4 「幼児教育・保育施設の教職員の資質の向上」

基本方針5 「市立施設と私立施設の連携推進と振興」

##### (3) 「大分市立幼稚園及び保育所の在り方の方針（案）」の市民意見公募に寄せられた意見について

#### 5. 閉会

### 6. 会議資料

#### ・ 次第

・ 基本方針1及び基本方針2の修正案について 資料1

・ 大分市幼児教育・保育振興計画（案）について 資料2

・ 大分市立幼稚園及び保育所の在り方の方針（案）の市民意見公募に寄せられた意見について 資料3

- ・大分市幼児教育・保育振興計画（案）基本方針1及び基本方針2の修正後全文  
参考資料

## 7. 議事概要

- ・本日の委員会の流れについて説明

議事（1）「基本方針1及び基本方針2の修正案について」のうち、基本方針1「乳幼児期の教育・保育の充実」を資料に沿って事務局より説明  
＜主な意見等＞

### ＜委員＞

1 ページの重点施策2「特別な配慮を必要とする乳幼児への支援の充実」のうち、「取組の方向性」①の「園内体制の整備・充実」における「教職員の適正な配置」について、特別な配慮を必要とする子どものために教職員をどのような形で適正配置するのか、具体的に教えてもらいたい。

実際、特別な配慮を必要とする子どもが増加し、現場の保育士が対応等に追われている状況もある。そのため、「適正な配置」というあいまいな言葉ではなく、もう少し具体的に「教職員の配置を改善する」などにしてはどうか。

現行のままでは、「法的には適正で問題ないため現状維持」「積極的な教職員の配置」など、人によって受け取り方が変わってくる。

この計画は、大分市が特別な配慮を必要とする子どもに対して、どのように保育等を実施していくかという指針なので、「具体的にどのような形で教職員を配置する」という記載があればわかりやすいと思う。

### ＜委員＞

特別な配慮を必要とする子どもの対象については、その基準が時代により変遷してきた。本市における今後10年間の幼児教育・保育振興計画を協議する中で、必要な支援内容も検討するため、適正な配置について、その方向性を明言しておくことは大きな一歩であると考え。方向性として示しておいて、状況によって何が望ましいのか議論していけたらいいのではないか。

### ＜委員＞

本当に支援が必要かどうかの判断が難しい。市の巡回相談をさらに充実させ、要請のあった施設等には必ず足を運んでももらいたい。支援の必要性が早ければ早いほど職員配置も出来るので、特別な配慮を必要とする乳幼児への支援の充実を図ってもらいたい。

<事務局>

今後、本計画の下で議論し、具体的な施策や事業という形にしていくことでご了解願いたい。

また、巡回相談については、子ども企画課において、その体制を強化し、回数も増やす方向で検討している。要請があれば、個別に訪問していきたい。

<委員>

重点施策2の「特別な配慮を必要とする乳幼児」は、医療機関で診断を受けた子どもだけになるのか。

幼稚園入園後などに「自分の子どももしかしたら」と考え、どこに相談したらいいか分からない保護者も増えているので、診断前に何かできたらいいのではないかと。

<事務局>

全ての子ども一人ひとりに合わせた教育・保育を考えており、その中で特別な配慮が必要な子どもになるので、診断を受けた子どもだけという考え方ではない。

気になる子どもに対して、いち早く先生に相談したり、行政も相談に応じながら、子ども一人ひとりに合わせた保育を提供していくことを考えている。

<委員>

(発達障がいに関する) 専門家は、保育園、幼稚園などに訪問した時点では、障がいがあるかないか分からない状況で支援を行っているので、この現状及び課題の「障がいのある園児への指導」という言葉を「障がいの疑いのある」にしてはどうか。

実際、児童発達支援センターには、診断がつかず来ている子どもがほとんどであり、この施策は、障がいのある幼児だけではなく、支援を必要とするすべての子どもを対象としているので、「障がいの疑いのある幼児」としてはどうか。

<事務局>

本計画の第1回、第2回の議論の中で、目指す子ども像を「笑顔かがやく たくましい 大分っ子 いきいき のびのび すくすく」としており、すべての子どもたちに対して、発達に応じた支援をしていこうという全体の方向性がある。

重点施策として、特に配慮が必要な子どもたちへの対応について方向性を書いており、当然疑いのある子も含めて配慮していくことに変わりはないので、こうした表現としている。

<委員>

「障がいのある」と書かれるとどう受け止められるのかと思い、含めていることは分かるが、文章としては工夫できないかと思っている。

<委員>

「疑う」という言葉を使うことに躊躇があるのではないか。

<事務局>

「ある」とか「ない」など表現については事務局でも議論しており、その表現については再度検討したい。意味合いとしては全ての子どもたちという意味合いを持っている。

<委員>

一つの方法として「障がいのあると思われる」というような言い方も含めて検討してもらいたい。

<委員>

私たちは事務局に尋ねれば理解できるが、一般の方はその機会がない。言葉はとても大事なので、全員が一目で意味が分かるような文言にしないといけない。

あまり長々書いても読みにくいので、少し工夫して、困っている人でも、大分市がここまで考えているということが理解できるような文言で整理してほしい。

これから検討する中で、委員の方の意見（言葉）の一つひとつで、そこがはっきりするとすごくいいものができると思っている。

<委員>

障害福祉課において、障害の「害」の字が平仮名になり、障害福祉計画の中でも「発達が気になる」という言葉に変わっているので、「疑い」ではなくて「発達が気になる」という言葉ではどうかと思う。

<委員>

障がいの「ある」「ない」という言葉が気になったので、「気になる」とか「支援が必要」とかが良いと思う。

また、重点施策2の見出しで「特別な配慮を必要とする」と記載されているのに、文章では「障がい」と書いてあることが気になる。

<事務局>

本当にどんな方でも理解できる内容、そして言葉の大切さということを十分踏まえながら再検討する。

議事(1)「基本方針1及び基本方針2の修正案について」のうち、基本方針2「円滑な接続に向けた幼保小連携の推進について」を資料に沿って事務局より説明

<主な意見等>

<委員>

基本方針2の重点施策①「園児と児童の交流活動の充実」の取り組みの方向性の修正案①2点目「幼児教育・保育施設を訪問し、各施設における教育・保育の内容の理解に努めます」について、もちろん、内容の理解には努めていきたいと考えている。

しかしながら、平成32年の新学習指導要領で、英語と道徳が増えること、小中連携実践校にもなっていること、現在でも二桁以上の保育所や幼稚園と関わっていることなどから、各施設を訪問することは、かなり厳しいと考えている。

年間3回の交流活動など、出来る限りのことを行っていきたいと思うが、「訪問」について、小学校にとってはハードルが高いと考えている。

<事務局>

今回の幼稚園、保育所認定こども園の要領等改定の一番のポイントは、接続であり、当然、小学校の学習指導要領の中でも総則や生活科の中でも、幼児教育との接続ということが大きく位置づけられている。

こうした意味では、小学校側にも幼児教育施設に出向くなりアプローチをするということは求められているため、お互い歩み寄りという意味では、例えば幼小担当の教職員が施設を訪問し、そこで学んできたものを職員に還元するとか、様々な方法があると思う。工夫した幼小連携を進めてもらいたい。

<委員>

2ページの基本方針2の冒頭などに「幼児教育・保育施設」という言葉が何度も出てくるが、平成27年度の子ども子育て新制度開始まで、幼稚園が教育施設、保育所は保育施設としていた。

新たに子ども園が出来て、ここ3年間は、幼稚園は教育施設で、子ども園は教育・保育施設で、そして保育所は保育施設と呼んでいたため、「幼児教育・保育施設」という言葉の定義を教えてください。

<事務局>

幼稚園・保育所・認定こども園、さらには小規模保育事業や、家庭的保育事業などのいわゆる就学前の子どもが通う施設が、平成27年度、新制度以降設置され、こうした施設名を一つずつ記載すると文面としても長くなることから、本市が現在まとめて幼児教育・保育施設として提案している。

今後、国の動向を確認し、仮に変更等がなく、本市が幼児教育・保育施設という言葉を使用する場合は、用語解説なり計画の中で、きちんと定義していきたい。

<委員>

保育という言葉の意味について、指針や要領、説明委員会などを開催する場合、その時の「保育」の位置づけは、養護と教育を行うところが保育であると説明しているので、その保育の意味合いを理解してもらいたい。

<委員>

重点施策3の具体的取組で、「おおいた教育の日に係る全市一斉オープンスクールデーの活用」という項目が修正案では削除されている。

基本方針2の円滑な接続にむけた幼保小の連携の推進の中に、「保護者の不安解消に向けて取組を進める」との項目があり、このオープンスクールデーの中には小学校、幼稚園、保育園等合同の音楽発表会やお互いの授業や保育を自由に見合う保護者同士が交流する場もその中に含まれているので、この活用はすごく効果的ではないかと感じている。

<事務局>

オープンスクールデーは大切な行事であると認識している。具体的取組を8項目並べていたため精査する際、1点目の「市立幼児教育・保育施設、小学校等の実践発表や公開保育研究会等の情報発信」、4点目の公開研究発表会等情報発信という中に様々な取組があるということで、一つに集約したものであり、オープンスクールデーを削除したわけではない。小学校の大きな取組であり、幼児教育・保育施設として考えたときには、様々な部分での情報発信に繋がるということで、集約させてもらった。

<委員>

情報発信を大きく捉えるということで理解した。

<事務局>

保護者の支援ということで、今の文言については再度検討する。

議事(2)「大分市幼児教育・保育振興計画(案)について」基本方針3「家庭や地域社会と連携・協働した教育・保育の充実」を資料に沿って事務局より説明

<主な意見等>

<委員>

2ページの②「園の評価の推進」について、「園運営に関する外部の専門家等からの意見で明らかになった課題点等を把握し、改善することにより教育・保育の質の向上に結び付ける第三者評価の導入を検討する」とあるが、現在、認可保育園も幼保連携型認定こども園も、国と市から100%補助されているため、保育内容や経費の使途などについて市の指導監査課の監査を毎年受けている。

改善点は、文書で報告しているのに、さらに外部の第三者評価を導入する意味が理解できない。今後は、市の指導監査をやめて、この外部による第三者評価に移行するということなのか。

<事務局>

本市の指導監査課からの施設監査は、児童福祉法に基づく1年に1度の立ち入り調査であり、認可をした自治体に定められている。これに対して、第三者評価については、社会福祉法の中で、社会福祉法人等が社会福祉事業をするにあたって、利用者のサービス向上に努めなければならないといった努力義務規定が、法律上定められている。

この法律を受け、厚生労働省では、保育所における第三者評価のガイドラインを平成17年に定め、毎年改定されている。

平成27年に子ども子育て支援新制度が始まり、国からは、1年に1回の児童福祉法に基づいた指導監査に加え、事業者に対し、利用者へのさらなる質の向上、サービスの向上を図るために、社会福祉法に基づいた努力義務規定である第三者評価について、最低5年に1回は実施するよう方針が出ている。

この第三者評価に係る部分について、5年に1回程度、第三者評価を受けた場合の費用については、運営費として、国、県、市から補助されることが法律上定められている。

こうした最近の国の動向を受けて、本市でも利用者の方へのさらなるサービスの向上のために、事業者に対して、この第三者評価の実施に向けて検討してもらおうということを今回の計画の中での方向性として示したところである。

<委員>

現在、市の指導監査において、利用者の観点で、保育士関連では、子どもの児童表、週案、月案、年間計画等を監査するとともに、保護者と担任が毎日書いている連絡ノートについてもチェックする。国の保育要領により、保育園では年に数回、定期的に苦情

処理委員会を開き、保護者の苦情や意見について議論し、その話したことを保護者に返事するよう義務付けられている。

このように、保護者の声等についてもすべて監査しているにもかかわらず、さらに第三者評価を行う意味がよくわからない。

#### <事務局>

指導監査課の施設監査と第三者評価の違いについては、厚生労働省からのガイドラインで明確に示されており国の方針に基づくチェック項目になっているため、別途、説明したい。

また、第三者評価の導入の必要性の説明については、次回の会議の中で第三者評価がどういったものなのか分かるよう検討したい。

#### <委員>

4 ページの重点施策 3 の「子育て支援の充実」で地域の未就園児について、幼児教育・保育施設は積極的に地域の未就園児がいる家庭に対して支援し関わっていくことや、取組の方向性として、センター的役割の推進することが記載されている。

ところが、地域の未就園児にとっては、まず、こどもルームが一番地域の中で積極的に関わると思うので、取組の方向性の 1 点目の最後の「地域の関係機関」というのは、こどもルームという認識でいいのか。

さらに、未就園児は、こどもルームでの保護者同士の情報交換とか、職員の方に相談したり、そこに地域の方が来て色々な体験活動するなど、1 歳、2 歳の子どもにとって、こどもルームはものすごく貴重な場所なので、センター的役割をすべて、幼稚園等の公立施設に任せてしまうのは大変と思われる。こうした未就園児のことに対しての市の考え方を聞きたい。

#### <委員>

市立幼稚園では、「にこにこ広場」というイベントを開催する際に、回覧板などを利用して未就園児と保護者に来てもらい、子どもたちの遊びや腹話術などの様子を一緒に見てもらっている。

#### <委員>

大分市の公立幼稚園は施設を開放して、小さい子どもを育てている保護者に自由に来てもらい外の遊具で遊んでもらっている。

また、さくらんぼ保育ということで専門家を招いて、一緒に音楽遊びや器械体操など一緒に楽しめるよう取り組んでいる。

異年齢との関わり、保護者とのコミュニケーション、悩み相談っていうことを概ね月



に2回、保育後は自由に園庭を開放し、地域の小学生等も参加し、小さい子どもと交流をしている。大分市子育て支援サイト「naana」でもこうした呼びかけを行っている。

#### <委員>

①の「センター的な役割」ということに対して、そこまでするのは中々大変ではないかという意見があったと思う。

#### <事務局>

センター的役割については、地域の中の様々な子どもと一緒に子育てすることが大事であり、その推進には、各園が広報活動等で、様々な行事に取り組んでいるという情報発信も重要であると考えている。

また、地域の関係機関というのは、専門的知識を有する方等の子育て相談に加え、地域の方々とも連携しながら、一緒に自園だけではなく周りの子どもたちのためにも子育てについて発信していくのがセンター的役割であると考えている。

#### <委員>

4ページの③から5ページにかけて、地域の民生委員、児童委員、主任児童委員、子育てサロン等と記載されているが、この相手方の民生委員の組織・団体とは、具体的な連携の確認ができているのか。主任児童委員が、本市の計画を理解しているのか確認したい。

#### <事務局>

地域には、民生委員・児童委員、主任児童委員と様々な地域の中で活動されている方がおり、民生委員・児童委員は自分の地域の中の子どもたちのことを良く把握されている。

また、主任児童委員は、民生委員・児童委員の情報を得ながら関係機関に繋げるといのが重要な役割であると認識しており、今後、より一層、幼児教育・保育施設が地域の方々とのネットワークを広げていけるよう、市としても働きかけていきたい。

#### <委員>

重点施策3の1行目「幼児教育保育施設は、地域の未就園児がいる家庭子育て積極的に支援するため」として、以降の文章が続いているが、取組の方向性では、未就園児の言及もあるものの、就園時の保護者のことや、来ている園児の保護者等が混在している。

例えば上段の部分の「未就園児がいる家庭」とする部分と、もちろん「今来ている」「利用している園児」などの言葉が入れば解りやすいのではないか。

<事務局>

この子育て支援というのは、自園の子ども、それから保護者の方、そして地域の方すべてに関わっている。

意図しているのが自園のことなのか、それとも周りの保護者のことなのか解りにくい部分もあるので、言葉として少し精査する。

議事 (2) 「大分市幼児教育・保育振興計画 (案) について」基本方針 4 「幼児教育・保育施設の教職員の資質の向上」を資料に沿って事務局より説明

<主な意見等>

(質疑応答なし)

議事 (2) 「大分市幼児教育・保育振興計画 (案) について」基本方針 5 「市立施設と私立施設の連携推進と振興」については、時間の都合上次回説明となる。

議事 (3) 「大分市立幼稚園及び保育所の在り方の方針 (案)」の市民意見公募に寄せられた意見について資料に沿って事務局より説明

<主な意見等>

<委員>

市立幼稚園の保育料が応能負担になったことが園児減少に大きく関わっていると思う。自然に園児数が減少するのを見るのではなく、多年制や一時預かりなど、どのように園児数を増やしていくかの体制づくりをお願いしたい。

<事務局>

そのような意見も、これまでの議論の中で積み上げていただいている。

市立幼稚園の園児が今年も減少しているところもあり、将来構想として、認定こども園を提案させていただいている。

園児数が減っている園については、委員の中で、望ましい規模について議論していたき、それを踏まえ、園が統廃合を進める中で、職員や園児数を考えながら、体制づくりに加え、二年制保育や一時預かりについても検討していきたいと考えている。

<委員>

私の地元でも休園になった園があり、大騒ぎになった。いかに園児を増やしていくかを考えるべきだと思うし、地元からもそういった意見が出ている。是非、その方向で考えてほしいと強く要望したい。

<委員>

市民意見公募について、全体の人数と意見の総数は、他の意見と比較して多かったのか。市民の関心度がどのようなものだったのか。

<事務局>

資料への記載のとおり、455人、788件の意見をいただいている。これまで市でも様々な市民意見公募を実施しており、特に多かったのは、数年前のごみの有料化で意見公募した時で意見が300件台であったため、今回は大変多くの市民に関心を持っていただいたと考えている。

<委員>

資料3の市民公募意見を読むと、市立幼稚園側に立っている意見の集計のような気がした。大分市の子どもたちのことを考えた時に、これから先の子どもの数がどのように変わっていくのかなど、先のビジョンを考えないといけない。市立幼稚園の園数が今のままで園児を増やす事が本当にいいのか。それとも、園児数のことも考えるならば、それなりの適正な園数は何園だったらいいのか。それも、幼児教育・保育の質の向上のために、市立幼稚園が何園必要なのか。そのあたりまで必ず一緒に考えていかないといけない。

市立幼稚園が存続するには税金が投入されている事実も考えないといけないし、その地域に私立保育所や私立幼稚園がない地域であれば、市立幼稚園等が絶対必要である。大分市の幼児教育・保育をどうするかについて、様々な意見を平等に、広い視野に立って考えないといけない。

子どものために、本市の幼児教育・保育をどう考えるかというのが大事だと思うので、市民意見だけではなく、委員の意見や様々な考え方を考慮して、回答をまとめてもらいたい。

<事務局>

本市の幼児教育・保育を広い視野で進めていくことについて再確認させていただいた。

市内には、市立幼稚園や市立保育所、そして私立幼稚園や私立保育所、認定こども園がそれぞれの特徴を生かしながら、地域に存在しているので、広い視野に立って考えたい。

今回の会議でお示しする市民公募意見に対する回答案はそのような点を踏まえながら考えたい。また、委員の方々の考え方も意見交換を通じて参考にさせていただきたい。

<委員>

資料3について、現在、市内には認可保育施設が135あり、今年4月1日時点で1万ほどの定員になっている。また、全国同様、大分市にも待機児童が数多くおり、職員も「子どもの健やかな育ち」のために一生懸命取り組んでいる。

大分市では、0歳、1歳の子どもが保育所に入れず困っており、ほぼすべての認可保育施設で、0歳から年長まで多くの子どもを保育しており、子どもたちの素晴らしい成長が見られている一方、公立幼稚園では定員割れが生じている。

今回の意見を読んだが、本当に切実な市民の声が届いていないと感じた。市立幼稚園は素晴らしい取り組みをしているが、本当の市民の声ともいうべき、待機児童解消や「健やかな育ち」を求める声があることを考慮して、意見に反映させてもらいたい。

<事務局>

- ・次回日程の確認：5月29日（火）午後2時  
併せて「クールビズ」運動についても協力依頼